

平 18.2.17

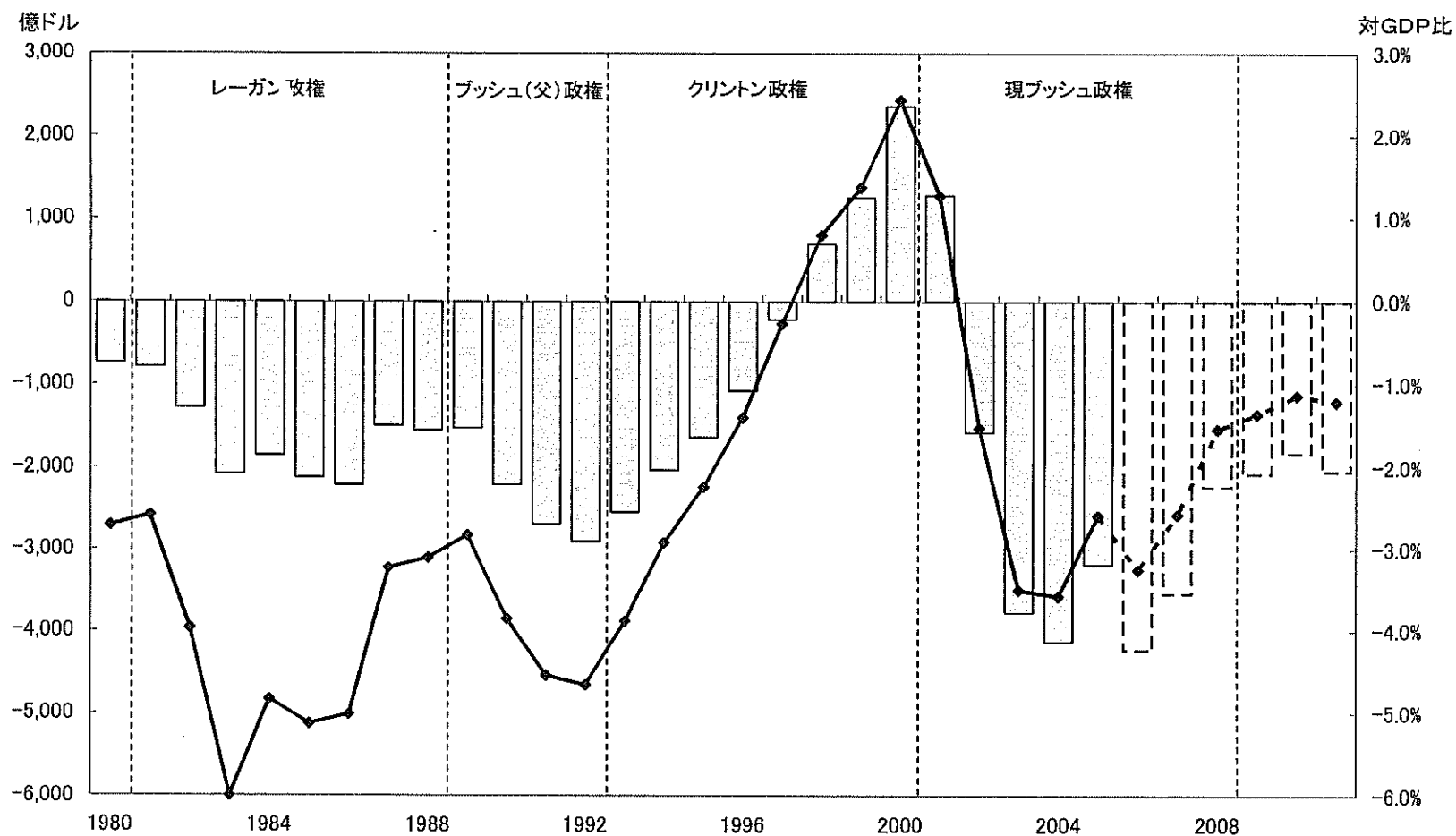
総 38－1

基礎小 47－1



米国税制・財政の現状と 税制改革諮問委員会報告書

財政収支の推移



(注) 財政収支の額、対GDP比の出典は2007年度予算教書である。なお、2006年度以降は見通しである。

年度

米国連邦税制の基本的特徴

- 個人所得税中心の税收構造。
- 一般消費税はない。

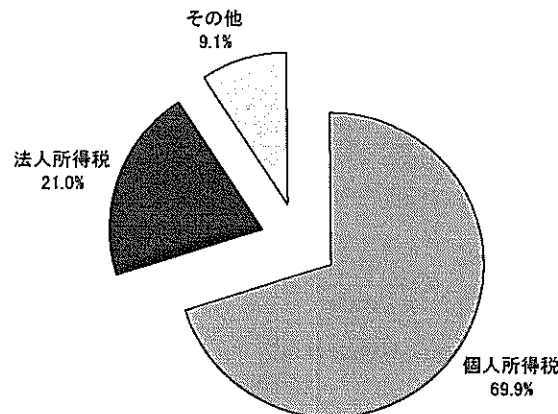
米国の税收構造(連邦、2005年度)

	金額(億ドル)	割合
直接税	12,303	92.7%
個人所得税	9,272	69.9%
法人所得税	2,783	21.0%
遺産税・贈与税	248	1.9%
間接税等	965	7.3%
関税	234	1.8%
酒税、たばこ税、ガソリン税等	731	5.5%
合計	13,267	100.0%

(注) 税收は、社会保障税を除いた数値である。
(出典) 2007年度予算教書

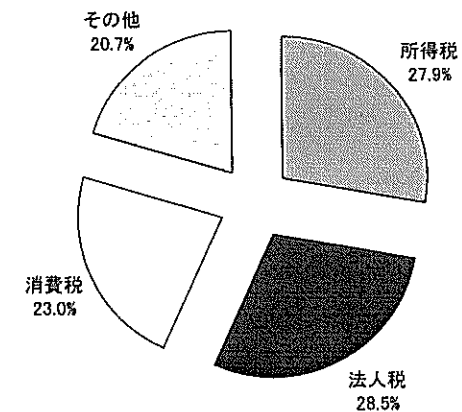
米国の連邦税收(2005年度)

総計: 1.33兆ドル(約150兆円)

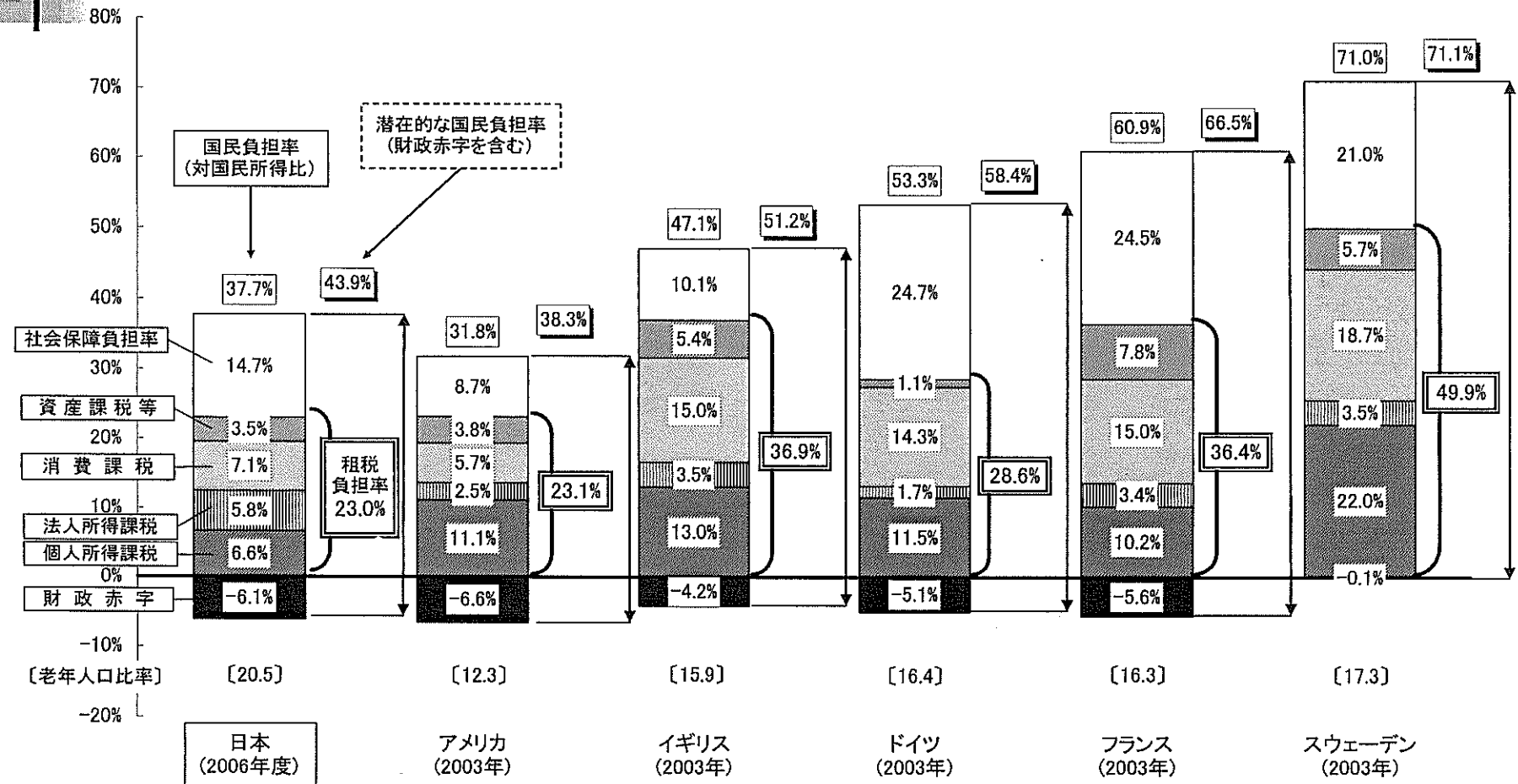


日本の一般会計税收(平成18年度)

総計: 45.9兆円



国民負担率の国際比較



- (注) 1. 日本は平成18年度(2006年度)予算案ベース、諸外国は、OECD "Revenue Statistics 1965-2004" 及び同 "National Accounts 1992-2003" 等による。
 2. 租税負担率は国税及び地方税合計の数値である。また所得課税には資産性所得に対する課税を含む。
 3. 財政赤字については、日本及びアメリカは一般政府から社会保障基金を除いたベース、その他の国は一般政府ベースである。
 4. 四捨五入の関係上、各項目の数値の和が合計値と一致しないことがある。
 5. 老年人口比率については、日本は2006年の推計値(国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成14年(2002年)1月推計)による)、諸外国は2000年の数値(国際連合 "World Population Prospects: The 2004 Revision Population Database" による)である。

現行税制の概要(1)

(個人所得税)

- 総合課税【税率:10~35%(6段階)】
- 住宅ローン利子、寄附金等の実額を踏まえた項目別控除と概算控除との選択制。
- 多様な政策税制が存在。
- 基礎的な控除として以下の所得控除及び税額控除がある。
所得控除：人的控除、項目別控除又は概算控除
税額控除：勤労所得税額控除、子女税額控除
- 全納税者が申告の義務を負う。(年末調整無し)
- 一定の高額所得者は2通りの税額計算を行わなければならない。(代替ミニマム税)

現行税制の概要(2)

(法人所得税)

- 法人税率：35%
- 多数の租税特別措置が存在。
- 一定の小規模法人や法人以外の事業体は、法人課税か構成員課税かを選択可能。
- 上記の事情もあり、法人課税の対象となる企業が相対的に少ない。
- 税務会計と企業会計が乖離。

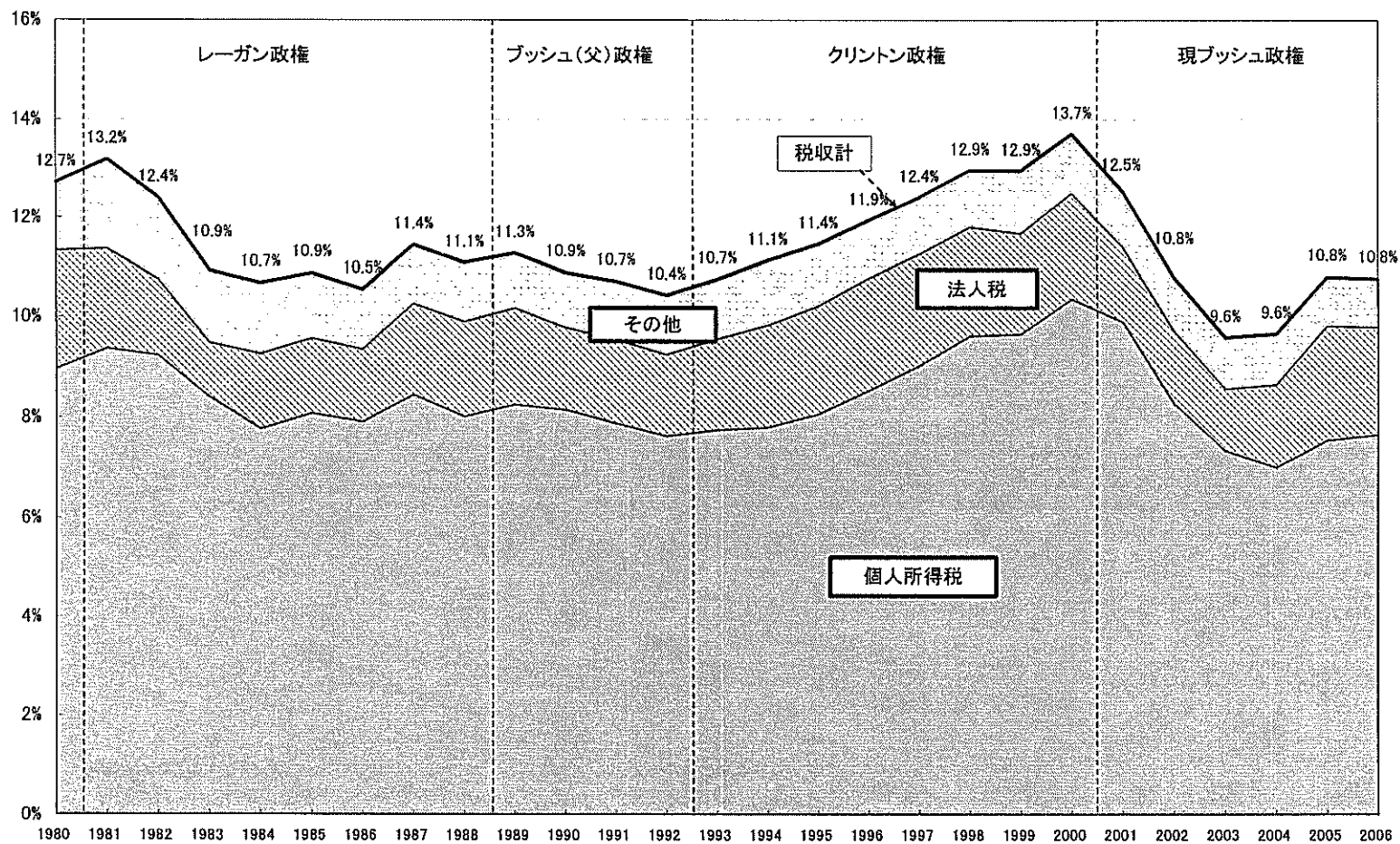
ブッシュ政権1期目の大型減税

現ブッシュ政権は、1期目の2001、2003年に大型減税(ブッシュ減税)を実施。

- 個人所得税率の引下げ
15～39.6%(5段階)→10～35%(6段階)
- 子女税額控除の拡大
500ドル→1,000ドル
- 配当、長期キャピタルゲインに係る税率の軽減
配当 : 通常の所得税率 → 最高15%
長期キャピタルゲイン : 最高20% → 最高15%
- 遺産・贈与税の縮減・撤廃
遺産税 : 55%(最高税率)→2010年撤廃予定

但し、上記の措置はいずれも最長2010年までの時限措置

米国連邦税収(対GDP比)の推移



(注)出典は、2007年度予算教書である。2006年度については、現時点での見通しである。なお、上記の数値は社会保障税等を除いた数値である。

ブッシュ政権2期目の課題

抜本的税制改革の検討

- ブッシュ大統領は、政権2期目の公約として抜本的税制改革を掲げ、昨年1月に改革案を検討するため税制改革諮問委員会を設置。
- 税制改革諮問委員会は、大統領の指示により、歳入中立を前提として「簡素・公平・経済成長の促進」の原則を充たす複数の改革案を財務長官に報告することとされた。



税制改革諮問委員会の委員の構成

- | | |
|----------------------|---|
| ■ Connie Mack III | : 元上院議員(共和党) |
| ■ John Breaux | : 前上院議員(民主党) |
| ■ William Frenzel | : 元下院議員(共和党) |
| ■ Elizabeth Garrett | : 南カリフォルニア大学教授 |
| ■ Edward Lazear | : スタンフォード経営大学院教授 |
| ■ Timothy J. Muris | : ジョージメーソン大学教授 |
| ■ James Poterba | : マサチューセッツ工科大学教授 |
| ■ Charles O. Rosotti | : 元内国歳入庁長官 |
| ■ Liz Ann Sonders | : チャールズ・シュワップ証券
チーフ・インベストメント・ストラテジスト |

税制改革諮問委員会における検討作業

- 2月の第1回会合以来、計12回の会合を開催。
- 4月までの計7回の会合において、現行連邦税制の問題点を明らかにするためのヒアリングを実施。
- 5月より具体的な政策オプションを検討する段階に移行し、様々な改革提案についてのヒアリングを実施。
- メンバー間でも全体会合以外に小グループによる非公式会合を重ね、改革案を検討。
- こうした検討の末、11月1日に財務長官に報告書を提出。

税制改革諮問委員会報告書の概要(1)

(報告書の基本的考え方)

■ 簡素

現行税制は、代替ミニマム税の存在や多種多様な控除制度など、複雑な税制となっており、納税者は、実際の納税額以上の負担を被っている。このような税制の複雑さは、経済に歪みを生じさせ、不公平感を醸成するため、「簡素・公平・経済成長の促進」の3原則のうち、税制の簡素化に重点を置く。

■ 公平

現行税制の複雑さを利用した租税回避行為が横行しており、こうした行為に対し、納税者は不公平感を持っているため、各種控除の整理や租税特別措置の廃止等が重要。

■ 経済成長の促進

租税特別措置の存在等により、経済に歪みを生じさせ、経済成長の阻害要因となりかねないため、その是正が重要。

また、複雑な貯蓄優遇税制を整理して利用しやすくすることにより、貯蓄を促進し、資本の蓄積につなげることが重要。

税制改革諮問委員会報告書の概要(2) (個人所得税の改革案のポイント)

報告書では、①「簡素な所得税制案」、②「成長及び投資税制案」の2通りの改革案を提示。

個人所得税関連の改正項目は、両案でほぼ共通。

- 税率構造を簡素化
- 代替ミニマム税を廃止
- 住宅ローン利子控除、慈善寄附金控除等の各種項目別控除については、整理・縮減。
- 人的控除(基礎控除、扶養控除に類似)、概算控除、勤労所得税額控除、子女税額控除等の各種控除を家族税額控除と就労税額控除の2制度に統合

税制改革諮問委員会報告書の概要(3)

(法人税の改革案のポイント)

法人税関連の改正項目は、両案に様々な相違点がある。

【①簡素な所得税制案】

- 売上規模が大きい企業は、組織形態に関わらず法人課税。
- 小規模法人については、現金主義(棚卸資産を計上せず、減価償却は大幅に簡素化)を採用。
- 法人税率 : 31.5%
- 租税特別措置は、原則として全て廃止。

【②成長及び投資税制案】

- 新規投資は全て即時費用化するとともに、支払利子は損金不算入。
- 受取利子、受取配当等の金融所得は非課税。
(注)個人は、利子・配当等に15%の税率で分離課税。
- 法人税率 : 30%(あらゆる事業体について同等に課税)
- 租税特別措置は、原則として全て廃止。

税制改革諮問委員会報告書の概要(4)

(付加価値税についての議論)

付加価値税の導入は提案されなかったが、「今後更に議論するに値する案」と位置づけ、報告書において考察を加えている。その概要は、以下の通り。

- 付加価値税は、所得課税に比べて以下の点で優れており、経済効率的。
 - 経済に与える負担が小さい。
 - 貯蓄を課税ベースとしないため、貯蓄を促進する。
 - 投資を費用化するため、投資を促進する。
 - 勤労性所得や法人所得に負担が集中しないことから、労働・技術革新への意欲を阻害せず、国際競争力にも資する。
 - 執行コストが低い。
- 単一税率の付加価値税の導入は、租税回避行為を減らす。一方で、非課税品目を多数設けたり、複数税率を採用すると、租税回避行為を招きやすい。
- 導入に当たっては、州政府の小売売上税との調整が大きな問題。
- 一部の委員は、付加価値税を導入すると将来の税負担増に繋がるとの懸念を表明。